

～令和5年度市民の夢応援プロジェクト～

〇〇〇協力事業

第23回浦添市まちづくりプラン助成金交付事業

募 集 案 内

まずは
ご相談を!



令和4年度市民協働のまちづくり応援寄附金 寄附者の皆様

10万円

- ・浦添建設業者友の会
- ・株式会社大城組
- ・株式会社太名嘉組
- ・株式会社クロトン
- ・興南施設管理株式会社
- ・てだこ建設コンサル会
- ・てだこの都市設計協力会

5万円

- ・浦添商工会議所
- ・浦添電業会
- ・てだこ印刷会

1万円

- ・株式会社明成建設
- ・rat&sheep

3万円

- ・浦添市建設技術協会
- ・てだこ緑花会

—ふるさと納税（ふるさとてだこの都市応援基金）にご寄附いただいた方々—

令和5年3月

浦添市 市民部 市民協働・男女共同参画課

目次

1. 募集要項		2
2. Q&A		8
3. 提出書類【様式】		13
4. 提出書類の記入見本		26

【お問い合わせ】

浦添市 市民協働・男女共同参画課 協働推進生涯学習係

住 所：〒901-2114 浦添市安波茶2丁目3番5号

電 話：098-874-5711

メール：siminkyodo@city.urasoe.lg.jp



ホームページ

～令和5年度市民の夢応援プロジェクト～

〇〇〇協力事業

第23回浦添市まちづくりプラン助成金交付事業 募集要項

本要項は、浦添市まちづくりプラン助成金交付規程（令和元年告示第120号）に規定する助成金の交付に関して必要な事項を定めるものです。

浦添市まちづくりプラン助成金交付事業（以下、「本事業」という。）は、市民や企業等の皆様からよせていただいた寄附を活用し、市民が描く、浦添の都市像である「てだこの都市・浦添」の実現に寄与する事業です。

本要項に基づき、市民主体の幅広いまちづくり事業を募集いたします。

1 対象となる事業

次のすべての要件を満たす事業が対象です。

- （１）助成金の交付決定日から令和6年2月29日までに完了する、浦添市内で実施する事業
- （２）浦添市まちづくりプランとして、市民協働によるまちづくりの推進に寄与する、**公益性のある事業**
- （３）地域課題の解決、または地域資源の発掘等を含む、地域振興・地域貢献に係る事業

ただし、次の事業を除きます。

- ① 本市もしくはその他の団体等から別に補助金等の財政的支援、または委託を受けて行う事業
- ② 本市が主催または共催する事業
- ③ 政治、宗教等の思想信条に関わる事業
- ④ 営利を目的とする事業、または営利目的の活動を広報する事業
- ⑤ 過去、連続して3度、同じ内容で本事業による助成金を受けた事業
- ⑥ これまでにも実施していた新規性のない事業
- ⑦ 事業を行う場所の所有者及び管理者から当該場所を使用することについて、同意が得られていない事業
- ⑧ まつりや運動会など、すでに地域に定着している事業
- ⑨ 特定の個人や団体、自治会のみが利益を受ける事業
- ⑩ 物品の購入・配布を主たる目的とする事業（新型コロナウイルス対策に係るものは除く）
- ⑪ 趣味やサークル活動に類する事業
- ⑫ 交流行事等の親睦を主な目的とする事業
- ⑬ 助成金の交付決定前に着手した事業

2 対象となる団体

次のすべての要件を満たす団体が対象です。

- (1) 3人以上で構成され、市内に住所を有すること
- (2) 団体の構成員の代表者が成人であること
- (3) 市その他の行政機関が事務局に参加していないこと
- (4) 申請から実績報告まで、責任をもって事業を実施できること

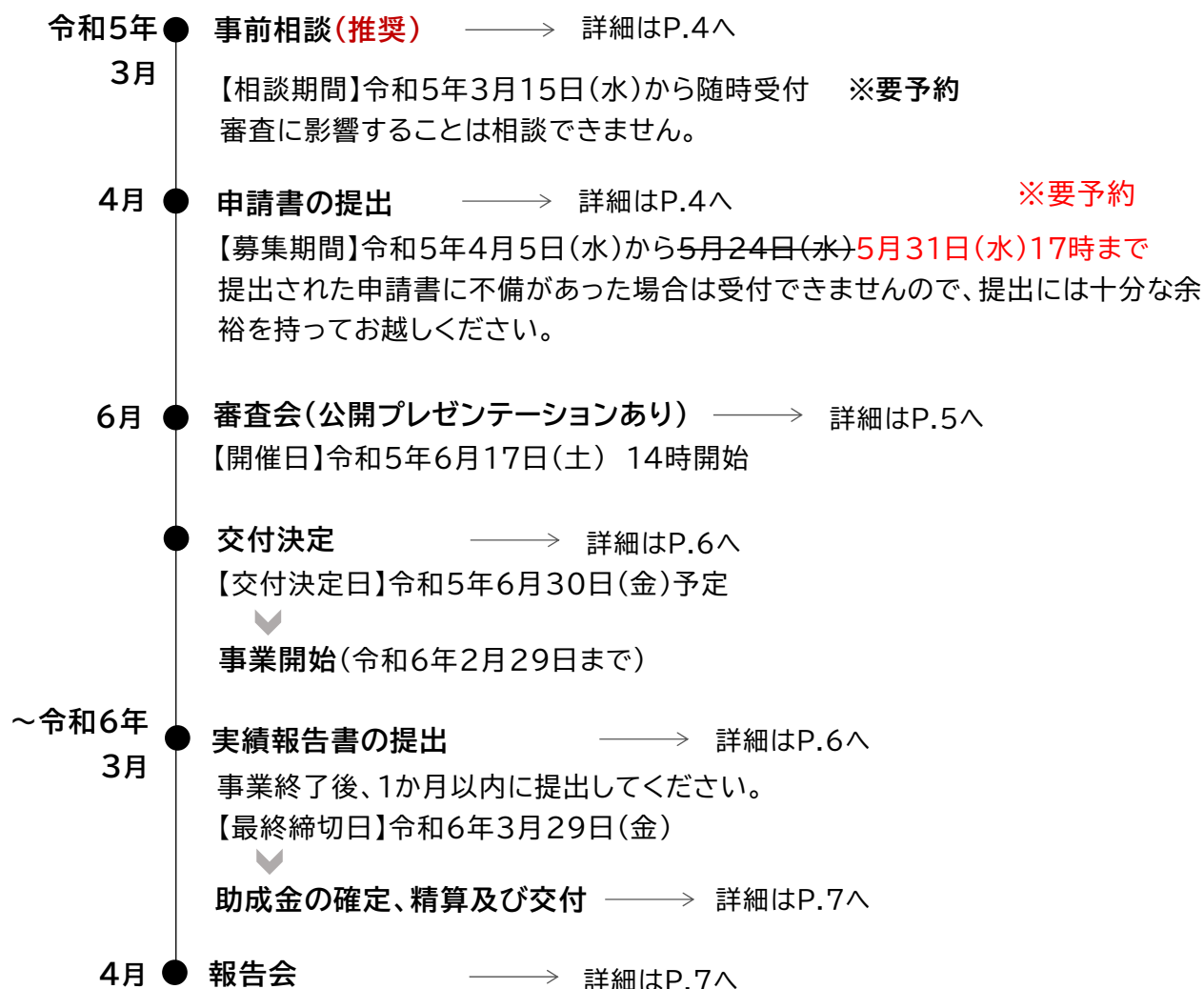
3 募集コースおよび助成上限額

1 団体につき1コースのみ応募してください。

※助成率10割

コース	対象団体	助成上限額	コース上限額 (市予算額)
①ビギナー	活動実績1年未満の団体	20万円	40万円程度
②チャレンジ	活動実績1年以上の団体	20万円	40万円程度

4 スケジュール 変更する場合はホームページにてお知らせします。



審査に影響することは相談できません。

5 事前相談（推奨）

申請内容のヒアリングや、申請書の書き方について助言を行います。

募集期間内に申請書を提出できるよう、申請を希望する団体は、事前にご相談いただくことをお勧めします。

【相談期間】令和5年3月15日（水）から随時受付

【方 法】

（１）メー ル siminkyodo@city.urasoe.lg.jp 件名「まちプラ事前相談」

（２）オンライン Zoomミーティング（要予約）

（３）来 所 浦添市市民協働・男女共同参画課（要予約）

6 申請書の提出

（１）提出書類

原則、書類提出後の修正等はできません。慎重に確認したうえでの提出をお願いします。

① 応募用紙

② 浦添市まちづくりプラン助成金交付申請書・・・（様式第1号）

③ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別添A

④ 事業収支計画書・・・・・・・・・・・・・・・・別添B

⑤ 感染防止対策チェックリスト・・・・・・・・別添C

⑥ 見積書等の資料

※見積書又は価格表等を提出してください。単価1万円未満の消耗品は見積書の提出は不要としますが、品名・価格・個数等を付記してください。

（２）提出部数 11部（①②は1部）

（３）受付

① 期間： 令和5年4月5日（水）～ 令和5年5月31日（水）まで ※午後5時必着

② 時間：

平日 午前9時～午後5時まで（正午～午後1時までを除く。）

土日 午前9時～午後5時まで

※提出時に聞き取りを行います。書類等に不備があった場合は受付できませんので、説明のできる方がお越しくください。

※不備事項の修正等の時間も考慮し、期間に十分な余裕を持ってご提出ください。

※上記「5 事前相談」をお勧めします。

（４）提出先・方法

【場所】市民協働・男女共同参画課（市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター）

【方法】①直接窓口へ提出 ※要予約

②郵送（配達証明付き） ※この場合は、事前相談を必須とします

(5) 助成対象経費

本事業の助成対象となる経費は、対象事業に必要な次の経費とします。

<助成対象経費区分>

科目	助成対象経費
① 報償費	講師、出演者、協力者に支払う謝金など（交通費含む）
② 旅費	県外から招聘する講師・出演者の旅費など
③ 消耗品費	事務用品、用紙、材料の購入費など
④ 印刷製本費	チラシ作成等の印刷経費など
⑤ 燃料光熱水費	車両等の燃料費など
⑥ 食糧費	外部講師や協力者への講演会やイベント当日の弁当代など （団体構成員や参加者の飲食に係る費用は対象外）
⑦ 通信費	切手・はがき代、宅配便など
⑧ 広告費	ラジオ、新聞広告料など
⑨ 保険料	ボランティア保険など
⑩ 委託料	会場設営、警備等、団体では対応できない業務にかかわるもの （事業の全部を委託することは不可。団体でできることは可能な限り自ら実施すること）
⑪ 使用料貸借料	施設使用料、物品の賃借料など

7 審査方法

浦添市まちづくりプラン審査委員会において、原則、公開プレゼンテーションにより行います。

- ① 審査日：令和5年6月17日（土） 14時～
- ② 場 所：浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター
- ③ 方 法：5分間のプレゼンテーション及び審査委員の質疑

※状況により書類審査等に変更する場合は事務局よりご連絡いたします。

評価は、以下の基準により行います。

評価項目	評価の視点
公益性	公益性を有する事業か。地域性を踏まえた地域振興に寄与する事業か。
実現の可能性	実施体制、事業計画、資金計画等は現実的・具体的で、実現可能なものか。
連携性	地域との連携は図られているか。市民や関係団体との協働が図られ

	ているか。
先駆性	市民ならではの先駆性や独自性、創意工夫などのほか、柔軟な視点はあるか。
事業費の妥当性	予算の見積もりは適切か。団体の運営にかかる経費が含まれていないか。
継続性・発展性	事業効果に継続性があり、さらなる発展性が見込めるか。

8 審査結果・交付決定の通知

各団体へ、審査結果及び助成金の交付・不交付の通知を行います。

交付を決定した団体には、「浦添市まちづくりプラン助成金交付決定通知書」を交付します。交付決定の通知を受けた日以降に事業を実施してください。

なお、事業は令和6年2月29日までに完了してください。

交付決定後、事業計画書や収支計画書の内容を変更又は中止するときは、次により変更申請を行い、市長の承認が必要です。

- ① 浦添市まちづくりプラン助成金事業（変更・廃止）承認申請書・・・（様式第4号）
- ② 事業変更計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添A
- ③ 収支変更計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添B

9 実績報告等

事業の完了後1か月以内に、実績報告をお願いします。

（1）提出書類

- ① 浦添市まちづくりプラン助成金事業実績報告書・・・（様式第6号）
- ② 事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添A
- ③ 収支精算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添B

※支出経費にかかる領収書等の写しを添付

（2）収支精算書に添付する領収書の注意点

- ① 宛 名・・・団体名が明記されていること。
- ② 領収日・・・助成金交付決定通知の日から事業完了の日までであること。
- ③ 品 名・・・具体的な物品等が記載されていること。単に「商品代」などと記載されている場合は、内訳等がわかる資料を添付すること。
- ④ 印・・・原則、代表者又は会社の印があること。

10 助成金の確定、精算及び交付

- (1) 助成金は実績報告の内容を審査し、原則、額を確定した後交付します。事前交付を受けているときは、その額を精算します。
- (2) 事前に助成金の交付が必要な場合は、ご相談ください。
- (3) 浦添市から助成金等を初めて受ける団体又は登録と別の口座に請求する団体は、「債権者登録（新規・変更・口座追加・廃止）申請書」を提出してください。
- (4) 交付決定額と事業の実施による収入（参加費・協賛金・寄附金・その他）額の合計が、事業費総額（対象経費及び対象外経費）を超過する場合は、その超過額分を交付決定額から減じた額を交付確定額とします。

11 報告会

本市が開催する報告会において、事業の成果や実施内容を報告していただきます。報告会の開催日程等は決定次第、お知らせします。

12 その他留意事項

- (1) 助成金は、「浦添市補助金等の交付に関する規則」及び「浦添市まちづくりプラン助成金交付規程」に基づき交付します。
- (2) 提出された申請書類は返却しません。（控えは、必要に応じ各自コピーをお取りください。）
- (3) 助成金の使途を市民に広く知らせるため、応募事業で使用するチラシやポスターの広報物、報告書等の成果物などには「令和5年度浦添市まちづくりプラン助成金交付事業」と記載のご協力をお願いします。
- (4) 計画に変更がある場合は、事務局までご連絡ください。
- (5) 交付条件に違反したときや、虚偽の申請、報告又は不正な行為によって、助成金の交付を受けた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消す場合があります。
- (6) 事業実績報告（報告書や写真等）は、当事業の広報に活用させていただくことがあります。あらかじめご了承の上、ご提出ください。
- (7) 応募状況により、各コース上限額を当初予算額の枠内で変更する場合があります。
- ~~(8) 本事業の実施は、令和5年3月定例会で予算案が可決されることが前提です。~~
予算案が可決されました。